

第 9 回南庄内合併協議会 会 議 録

期 日 : 平成 1 7 年 9 月 2 9 日 (木)

会 場 : マ リ カ 市 民 ホ ー ル

第 9 回南庄内合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 9 月 29 日 (木) 午後 3 時 00 分 ~

会 場 マリカ市民ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 市章の選定について

(2) 南庄内合併協議会の廃止について

(3) 南庄内合併協議会の廃止に伴う決算等の取扱いについて

(4) 報告事項

ア 特別職の報酬額について

イ 市長職務執行者について

4 そ の 他

5 閉 会

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	羽 黒 町	議 長 山口 猛
副会長	藤島町長	阿部 昇司	委 員	羽 黒 町	議 員 富樫 栄一
副会長	羽黒町長	中村 博信	委 員		識見を有する者 呼野 祝二
副会長	櫛引町長	難波 玉記	委 員		識見を有する者 高橋 澤
副会長	朝日村長	佐藤 征勝	委 員	櫛 引 町	議 長 菅原 元
副会長	温海町長	佐藤 正明	委 員	櫛 引 町	議 員 安野 良明
副会長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員		識見を有する者 長南 源一
副会長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者 前田 藤吉
委 員	鶴 岡 市	議 員 齋藤 助夫	委 員	朝 日 村	議 長 進藤 篤
委 員		議 員 本城 昭一	委 員	朝 日 村	議 員 井上 時夫
委 員		助 役 芳賀 肇	委 員		識見を有する者 田村 作美
委 員		識見を有する者 大瀧 常雄	委 員		識見を有する者 渡部 長和
委 員		識見を有する者 菅原 一浩	委 員	温 海 町	議 員 本間 義弥
委 員	藤 島 町	議 長 齋藤 久	委 員	温 海 町	識見を有する者 齋藤 金一
委 員		議 員 押井 喜一	委 員		識見を有する者 佐藤喜久子
委 員		識見を有する者 富樫 達喜	監査委員		羽黒町監査委員
委 員	識見を有する者 伊藤 忠		会長・委員 32名 監査委員 1名		

欠席委員 竹内 峰子委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	羽黒町企画商工課長	金野 和夫
〃 次長	石澤 義久	櫛引町市町村合併対策室長	小林 良市
〃 総務課長	石塚 治人	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭		

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	総務主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	総務主査	吉住 光正
参事	石澤 義久	調査計画主査	鈴木金右エ門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画係長	柳生 晃
総務課長代理	永壽 祥司	主事	伊藤 弘治

1 開 会（午後3時00分）

○芳賀 筆事務局長 ただ今から第9回南庄内合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○富塚陽一会長 本日は、月末の大変お忙しいところをご臨席いただきまして、誠にありがとうございます。ご高承のようによく問題も大詰めにまいりまして、本日の協議会は最終の協議会と相なりまして、これまでにご協議、ご尽力、ご苦勞を賜りました委員の皆様は深く深く感謝を申し上げたいと存じます。特にこのようなところに至る過程で、さまざま町民の皆さんや議会の中でもご論議があったと思います。いろんなご苦勞もあったと思いますが、今日特に町村長さん、議会の議員さんには、地位を白紙に戻してまで、このようなことが将来のために必要な措置であるというふうになされましたご英断に、またそれをご支持くださいました民間代表の方々のご判断、そのご決意に改めて深く敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

ここ数日の間に各町村の閉町式、閉村式に伺いました。また、鶴岡でも閉市式を挙行いたしましたわけでありまして、ご参加をいただいた方々も、その必要性、事情については十分ご理解のことと拝察をされながらも、大変感慨深く、中には涙ぐまれる方もおられるという状況を拝察をいたしまして、今後この新市を運営するに当たりまして、そうした皆様方の思いをよかったという思いに変えるように、最善の努力をするように、新市の執行部に伝えねばならないという決意を新たに、その式場で時を過ごさせていただいたわけでありまして、多分皆様方もご同様のご心境と思いますので、きょうの会議の結果を含めて、その内容につきましては、既にきょうは第8回の会議録をお配りしておりますが、それまでにまた前の協議会の会議録もございますので、その会議録も添えて、十分これまでの苦勞のほどを、そしてまた真剣に討議をされたご尽力の足跡を新執行部に改めて認識させるようにいたしてまいりたいというふうに思っておりますが、どうもその辺につきまして、重ね重ね御礼を申し上げたいと存じます。

それで、きょうはそんなことで残りました課題につきましてご協議をいただきたく存じます。この次第でございますとおり、それぞれご協議、大方市章のご検討をいただくことと、あとは大半は報告でご了承いただくという内容のものになるかと思いますが、それらをめぐりまして、またその他につきましても、何かと申し残されたこともおありの方はご遠慮なく何なりとご発言をいただいて、最後の協議会にふさわしい会議を持たせていただきますように、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

舌足らずかと思いますが、気持ちの一端だけ申し述べさせていただきまして、会議を始めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

3 議 事

（1）市章の選定について

○**芳賀 肇事務局長** それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思います。
会長から進行のほうをよろしく願いいたします。

○**宮塚陽一会長** それでは、次第に従いまして、(1)の市章の選定についてご報告を申し上げます。
担当、説明してください。

○**永壽祥司事務局総務課長代理** それでは、資料の3ページ目をお開きいただきたいと思います。
存じます。

市章の選定についてでございます。前回8月30日に開催されました合併協議会におきまして、下の参考のところがございます4点をご提案させていただきました。その際意見も頂戴いたしました。初めてこの4点をご覧いただいたということもございまして、皆様にご意見も賜るといふことにいたしまして、またこの決定につきましては、市町村長の協議によって決定させていただいた内容でご協議いただいたところがございます。その協議会の後、皆様からご意見をいただきまして、また累次にわたりまして市町村長によりまして真摯に協議、検討を行いまして、新市章の案につきまして一つの結論に至りましたので、今回ご提案させていただくものでございます。本日は、その内容をご提案させていただきますとともに、これまでの検討の内容につきましてご説明させていただきます。皆様にご協議いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料1番目の新市章案についてでございますけれども、1枚めくっていただきまして、A3折り込みになっておりますけれども、5ページになっておりますけれども、こちらのほうが今回案として提案させていただくものでございます。内容につきましては、検討内容の際に改めて詳しく説明させていただきますが、現在の鶴岡市章を基に群青色を基調といたしましたものを案とさせていただきます。

それでは、資料の3ページ目のほうにお戻りいただきまして、これまでの市町村長によります検討の状況につきましてご説明させていただきますと存じます。

まず初めに、1番目といたしまして協議会委員の皆様の意見の取りまとめでございますが、こちらは先ほど申し上げましたとおり、前回の協議会におきまして4点の候補をご説明させていただいたところがございますが、その際にいただいた意見のほか、また初めてご提案させていただいた内容だということもありましたので、皆様からもご意見があるのではないかとということで、各市町村を通じまして協議会の委員の皆様にご意見の提出をお願いしたところがございます。その提出状況につきましては、ご提出をいただいた方が10名、また協議会のときにご発言いただいた方が2名、また特段の意見なしとした方が14名、そういった結果になっておりまして、この状況から見ましても、総じて多くの方々からは特段の意見なしということでございましたので、市町村長による協議に一任いただけたものではないかというふう考えております。

この委員の皆様からいただいた意見につきましては、7ページ目のほうをおめぐりいただきたいと思います。別紙2のところ意見をもとめさせていただきます。

す。この内容につきまして、かいつまんで少しご紹介させていただきますと、まずここに掲げさせていただいております意見につきましては、意見をこちらの事務局にいただいた順で掲載させていただいております。1番目の方のご意見につきましては、整理番号の2番目が無難ではないかという一方で、類似例が多いのではないかとのご指摘、また整理番号4番につきましては、左右対称できれいなものではないかといったご意見でございました。2番目の方の意見につきましては、現在の鶴岡市章、整理番号4番がすばらしくよいデザインではあるが、これを省きまして、また番号2番につきましても、いいものであるけれども、やはり類似例が多いと、そういったことから3番がよいのではないかとのご意見でございました。3番目の委員の意見でございますが、こちらにつきましては、現在の鶴岡市章、整理番号4番につきまして、70年近くたってもいい作品であり、専門家にご検討いただければこれが選ばれるのではないかとご意見でございました。8ページ目のほう、4番目の方の意見でございますけれども、こちらにつきましては、新市の産業、文化、伝統等から3番目がよいのではないかとご意見でございました。また、5番目の方の意見につきましては、鶴と出羽三山をもって岡という字を形づくっている現在の鶴岡市章は、新市にもふさわしいのではないかとご意見でございました。また、6番目のご意見でございますけれども、番号2番については、若い人には受け入れられるが、幅広くはどうか、あるいは整理番号3番につきましては、絵画的なデザインではないのかといったご指摘とともに、4番につきまして、まとまりがあって品があるといったご意見でございました。また、7番目のご意見につきましては、長く見続けたときにどうなのかという観点から、現在の鶴岡市章、整理番号4番について、デザイン的に落ちつきもあり、込められた意味もよいのではないかとご意見でございました。9ページのほうにいきまして、8番目、9番目のご意見でございますが、こちらはお二方から同様のご意見をいただきましたので、このような形で掲載させていただいておりますが、番号2番、3番がよいのではないかと。また、10番目のご意見につきましても、番号2番、3番がよいのではないかとご意見でございました。

また、前回の合併協議会の際にいただいた意見につきましても、こちらのほうにお二方、ご覧のとおり掲載させていただいておりますが、お一方につきましては、出羽三山と鶴岡市ほか5町村の状況から、3番目がいいのではないかと。また、もう一方につきましても、白黒であれば鶴岡市章でもということでしたけれども、結論としまして2番ではないかという、そういったご意見のようでもございました。

また、資料の3ページ目のほうにお戻りいただきたいと存じます。ただ今ご紹介申し上げました意見と、また特段意見がなかったという14名の方々の意見等を踏まえまして、市町村長の協議におきまして新しい市章について検討させていただきまして、その概要につきましてご説明させていただきたいと存じます。

まず、この4点の候補の中で整理番号の2番、3番、4番目がデザイン的にすぐれているのではないかとご意見でございまして、そのような判断になっております。それで、2番目といたしまして、さらにこれを踏まえまして、できるだけ新しい市章を選定したいということでご協議いただいたところでございますけれども、さまざま意見ありました中で、整理番号2番につきましては、ほかの市町村章に非常に類似例

が多い。このことにつきましては、前回の会議資料で類似調査の結果をお示しいたしておりますけれども、類似例が多く、新しい市の市章としましては独自性に乏しいのではないかといったご意見でございました。また、整理番号3番につきましては、構図が絵画的ではないかということで、マークとしてどうかと、マーク、市章としてはなじまないのではないかといったご意見がございまして、そういった意見の中から、現在の鶴岡市章を用いるというのではなくて、新しい市が発足するに当たって、やはり新しいものを入れてということで、新しい色調にした上で採用してはどうかといった意見が出てまいりました。3番目といたしまして、具体的には先ほど見ていただきました別紙1のとおり、一つは紺碧の空に白い鶴が舞い羽ばたいているといった様から、新しい鶴岡市がさらに発展するという願いが込められると。また、南庄内、新鶴岡市の特徴の一つでございます海というものもこの青から象徴できるのではないかといったことから、群青色を基調としたものがよろしいのではないかと、そういった結論に至りまして、今回提案させていただく次第でございます。

説明、以上でございます。

○富塚陽一会長 市章の選定につきまして、今事務局から説明があったとおりであります。先日の協議会におきまして、大方市町村長にゆだねるといようなニュアンスのお考えのようにも受け止められましたけれども、それを受けまして市町村長の間でも真剣に討議をいたしました。なお協議会にお話を申し上げて、最終的にご了承いただくのがいいのではないかというふうに思って、きょうお諮りをしているわけでありませぬ。

これまでの作業におきましては、ただ今説明をしたとおりであります。まずは4点ご紹介をしたものの中からということでもあります。極力新しいものということで検討させていただきましたけれども、例えば2は随分、ご紹介をいたしましたとおりですが、全国的に似たようなものが多過ぎるのであります。それから、3もデザインとしてはいいのだけれども、絵画的でなかなか市章としてはいかがなものかというようなことの専門家のご意見もあり、しからばとって今までの市章そのままでも多少新鮮味がない。そこで、カラーの点で工夫をして、少し考え方も入れながら、そういう形で一つの結論を導いたらどうだというふうなこともあり、市町村長の中で必ずしも全員一致したわけでありませぬけれども、大方そういうことでいくのが適当ではないかというようなことになりまして、本日そんなことにしたわけでありませぬ。カラーも、今までの鶴岡市章は多少色の使い方もいいかげんなところがありましたが、これもしかし、がんじがらめにこの色にすべてあらゆる場合許せないというわけでも必ずしもありませんけれども、やむを得ざる場合は多少のことであっても、基本的に白い鶴で海や青空のところにといようなイメージで、新生鶴岡の感じを出していくということでやむを得なからうというのが皆さんの大体のご意見ではなかったかと思っております。きょうお諮りをするわけでありませぬ。どうぞひとつよろしくお祈りを申し上げます。何かご意見ございましたらどうぞ。

○山口 猛委員 今市長さんからも詳しく説明ありました。私は、前の会議の席上で意

見言わなかったわけですが、意見出された方何名かおります。旧市町村の市章は使わないでほしいと、こういう意見もありました。あと2番なり3番がいいという意見もありました。このことは、やはり羽黒町議会としても議員の皆さんに意見を聴取しました。羽黒町は、出羽三山でありますので、3番がいいと、こういう意見に集約をされました。このことは、合併事務局にお話しなされたというふうに思っておりますし、中村町長もそういう意見を市町村長会議で述べたというふうにお聞きをしております。市町村長の皆様におまかせしたことは、これは全員同じであります。私も同感でありますので、このことをどうこう、覆すとか、そういうことは今考えておりませんが、しかし前回の委員の意見を聴取して、そして持ち帰って、例えば町民、各議会の意見を聴取して、今の説明のようなご意見があったわけですので、私は前回の会議のときに、我々委員の方がこれだけ会議を重ねてきているわけですが、民主的にできるのであれば投票がいいと、このように考えておりました。前回の会議のとき、一番民主的なのは、委員の皆さんから何番がいいか、投票で決めることが一番ふさわしいと考えておりましたが、まず全員が市町村長に一任するというものであります。私もお話を聞いて、あのときは意見申し上げなかったわけですが、やはり委員の方がおっしゃられました旧市町村章は除くべきであるという意見に私は賛同の意を持っておりましたが、今鶴岡市長さんが言うように、今までの主張を変えて、デザインは同じですが、色と申しますか、羽黒にこういう意見があります。この市章は、今まで長らく鶴岡市さんが使ってきた市章でありますので、何とも私は言うことはできませんが、出羽三山を鶴のくちばしでつついていると、こういう意見を私も承っております。下が出羽三山のデザインですが、それを鶴のくちばしでつついていると、そういう意見を出羽三山関係者の方々から聞かされております。それはそれとして、今まで鶴岡市の市章で来たわけですので、どうこう言う考えは持っておりませんが、この市章が合併後も14万の市民に愛される市章になりますように、これは私も一言、あときょうで会議終わりですので、あさってからただの人になりますので、そういうことで意見を述べさせていただきます。市町村長の皆様の決定に従います。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

そういうご意見も十分おありなことを踏まえて、市町村長さんも真剣に検討していたことですので、ちょっと変な話だけれども、土屋竹雨先生の歌に月山に鶴が飛んでは素晴らしいという漢詩があります。土屋竹雨先生の素晴らしい漢詩がありますので、月山と白い鶴というのは、非常に対照的ないい漢詩がありますので、後で紹介申し上げます。

(何事か言う声あり)

○富塚陽一会長 よくわかりました。大変いろんなご意見あったと思いますが、悩み悩んだ末、結局2番目は非常にいいのだけれども、すばらしくいっぱいあるのです、あちこちに。町とか村が非常に多くて、だからやっぱりこれはということで一步踏み込めなかったところがありますので、ご了承いただきたいと思います。

また、それらを多数決の投票というよりも、ご意見を一応承って、何かご意見みんなとったら、14人の方は任せるというお話もありましたもので、そんなことにさせていただいたので、何もなければこれでご了承いただくということではいかがでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、ご了承いただいて、山口さんのご意見は議事録にもきちんと載りますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ありがとうございました。全部の町村長一致したわけでないということではよくご紹介申し上げましたので、ご了承いただきたいと思います。

(2) 南庄内合併協議会の廃止について

(3) 南庄内合併協議会の廃止に伴う決算等の取扱いについて

○**富塚陽一会長** では、次に進んでください。どうぞ。

○**石塚治人事務局総務課長** それでは、合併協議会の廃止と、また決算の関係、二つ一緒に申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。南庄内合併協議会の廃止についてでございます。明後日になりますが、10月1日に6市町村が合併しまして、新鶴岡市が設置されるということに伴いまして、合併協議会はあすであります、9月30日をもって廃止されるものでございます。廃止の手續としまして、記載しましたとおり、各市町村の9月定例会におきまして廃止議案の議決がありましたし、以後廃止協議書の締結と廃止の告示が26日に、県への廃止の届け出が27日に行われております。裏の12ページには、廃止に関する6市町村長の協議書の写しを添付しております。

13ページにまいりまして、協議会の廃止に伴う決算等の取扱いについてというところでございます。協議会を廃止することに伴いまして、平成17年度の南庄内合併協議会歳入歳出決算等について、次のとおり取り扱うというものでございます。1、協議会の収支は、協議会規約第17条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。2、決算については、速やかに調製し、監査委員であった者の監査に付した後、決算書及び監査報告書を協議会委員であった者に送付する。3、協議会の決算後の剰余金及び協議会が有している財産(物品)、事務文書については、すべて新市に引き継ぐというものでございます。

ページをめくっていただきまして、14ページにきょうまでの決算見込みを添付しております。歳入のほうで構成市町村の負担金など、収入済額の総額が1,701万1,919円となっております。歳出は、支出済額の総額が1,475万5,778円でございます。結果、下のほうの欄外に記載しましたとおり、差引残額は225万6,141円でございます。これは先ほど申し上げましたように、新市に引き継ぎまして一般会計に収入されるというものでございます。

残額を生じました理由を若干申し上げますと、需用費の新鶴岡市ガイドブック、こ

れの印刷費用が入札の結果、見積もりより150万ほど低くなったといったようなことと、役務費のところの新聞等広告費、これが2社の掲載ということで90万ほど不用になったというのが主な理由でございます。

以上でございます。

○**富塚陽一会長** ただ今の案件につきましては、今日ここまで運んでいただいたことに対して深く感謝を申しながら、行政手続としてこういうことを進めさせていただきましたので、ご報告を申し上げるということではありますが、本当にこれまでのご苦労、ご心労、重ねて厚く御礼を申し上げます。こういうところで手続を進めさせていただいておりますので、何かご質問ございましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** なければこんな手続を進めさせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(4) 報告事項

ア 特別職の報酬額について

イ 市長職務執行者について

○**富塚陽一会長** 次、どうぞ。

○**石塚治人事務局総務課長** それでは、報告事項ということで2件報告をさせていただきます。

15ページをご覧ください。特別職の報酬額についてということではありますが、合併協定書におきまして、特別職の報酬額については、6市町村長が協議して定めるということにしておりましたが、ここに記載のとおり、新市の特別職の報酬額については、鶴岡市の例を基本とし、表のとおり報酬額とするということにいたしましたところでございます。市長の月額98万円を初めとする三役の給料、また議長の51万円を初めとする議会議員の報酬、また教育委員会以下、各行政委員会等の委員の報酬等ともすべて現行の鶴岡市の給与条例に規定する報酬額と同額ということでございます。

もう一つ報告事項であります、ページをめくっていただきまして、17ページでございます。市長の職務執行者についての報告でございますが、既に委員の皆様報道等でご承知のことと思っておりますが、この協議書に記載のとおり、6市町村長の協議によりまして、櫛引町の難波町長さんが10月1日に新市の市長職務執行者に就任されることになっております。

以上ご報告申し上げます。

○**富塚陽一会長** 特別職の報酬につきましては、これは鶴岡市の例をそのまま掲げさせていただいております。現実にはいろいろ削減等の措置は講じておりますが、条例としては、まず基本的な条例を制定して、あとそれぞれということと思っておりますので、提案していただく案につきましては、このようなことで運びたいということではありますが、何かご異議ございましたらどうぞ。何でもご意見ございましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** なければ、こういうことで新市に移行したときに特別職の報酬はこのように提案させていただくということにさせていただきたいと思います。

それから、市長の職務執行者につきましてですが、市町村長ともに協議をしました結果、全員一致で櫛引町長の難波玉記さんになっていただくということに私どもで決定させていただきましたので、これもご報告をさせていただきたいと思います。いろいろご苦労はあると思いますが、皆さんでいろんな形で、準備も整っておりますので、ご苦労ですが、難波さん、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。何かお話ありましたらどうぞ。

ご了承いただいたところでごあいさつなさるそうですが、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** そんなところでご苦労かけたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○**難波玉記櫛引町長** 櫛引町長の難波玉記でございますけれども、1日から鶴岡市長の職務執行者ということに選任されたわけでございます。皆さんの努力、エネルギーを無にしないように頑張りますので、ひとつよろしくご指導をお願いします。よろしくお願ひします。

(拍手)

○**富塚陽一会長** どうもありがとうございました。

4 そ の 他

○**富塚陽一会長** それでは、予定をしておりました報告その他、協議のことはすべて終わりましたけれども、どうぞこの機会でありますので、さまざまこれまでの不行き届きの点もあったと思いますし、ご注意やら何やらどうぞご遠慮なくご発言くださればと思いますが、いかがでしょうか。どうぞご遠慮なく。

○**富塚陽一会長** 何もなければこれで終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、最後に、冒頭にも申し上げましたとおり、本当にかつて予想したこともない厳しい課題でありましたけれども、本当に皆様方に大変なご心労、ご苦労をおかけした上での結果であります。新執行部においては、きっと皆様方のご決断によるこの措置について、万全の体制でやったださることを厳しく申し伝えねばならないと思いますし、今後におきましても、何らかいような形でご支援、ご協力、

ご指導賜りますように心からお願いを申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、住民の皆さんの気持ちを喜びに変えるということを考えながら、しかし若い人たちは大変またそれなりに希望を持っておられるということも漏れ伺っておりますので、そうした住民の皆さんの気持ちを尊重しながら対応させるようにいたしますので、どうぞよろしくご理解、ご支援賜りますようお願いいたします。重ね重ね厚く御礼を申し上げます。また、これからもしばしばお世話になるかと思いますが、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(拍手)

5 閉 会 (午後3時33分)

○芳賀 筆事務局長 これをもちましてきょうの会議を終了いたしますけれども、今会長よりお話ありましたとおり、3年3か月の長い間ご協議を賜りまして、本当にありがとうございました。改めて感謝と御礼を申し上げまして、本協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)